



令和3年4月13日

報道機関各位

申請書等への押印を廃止

書面主義、押印原則及び対面主義の見直しが求められる中、市民や事業者の手続等を簡素化・効率化し、市民サービスの向上を図るため、申請書等への押印を廃止しました。

【本件のポイント】

- 市民サービスの向上を図るため、申請書等への押印を廃止
- 三条市マイナンバーカード独自利用申請などでの押印を廃止

【本件の概要】

押印を廃止した申請書等の一例

- ・三条市マイナンバーカード独自利用申請書兼マイナンバーカード暗証番号設定依頼申請書
- ・税証明交付申請書
- ・子ども医療費受給者証交付申請書
- ・各種補助金等交付申請書

※ 国県の法令等で押印が義務付けられている手続きについては、国県等の動向に合わせて見直します。

【問合せ】三条市総務部 行政課 庶務係 藤塚

電話：0256-34-5516